

平成 19 年 8 月 1 日

各位

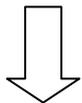
大阪府内建築行政連絡協議会

杭頭モーメントの地中梁への曲げ戻しの取扱いについて

標記については、大阪府内建築行政連絡協議会で構造関係の指導要綱を定めた『建築基準法構造関係規定取扱集 2004 年度版』にて指導を行ってまいりましたが、平成 19 年 6 月 20 日に改正建築基準法が施行され、審査が厳格化されたことにより取扱いを次の通り改正いたしますので十分に留意してください。

【旧】『建築基準法構造関係規定取扱集 2004 年度版』に記載している内容
前略。

「杭頭に生じる応力の処理は、地中梁の設計に際し、各部の剛性等から詳細に検討され判断された適正な応力の伝達を考慮する必要があります。ただし、軟弱な地盤でない場合は、略算として杭頭に発生したモーメントの 50%以上の応力を地中梁に曲げ戻しとして負担させることで設計することもできます。」 以下略。



【新】今後の扱いについて

50%以上という取扱いを廃止。

杭頭に生じる応力の処理について、原則100%の応力を地中梁に曲げ戻して負担させて設計することが必要です。

ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき詳細に検討する場合には、根拠を明確にして適切に設計することができます。